

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度全期技能検定試験を次のとおり行う。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

(1) 随時3級（随時実施により行われる3級をいう。以下同じ。） さく井、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造、銅合金鑄物鑄造及び軽合金鑄物鑄造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服製造に係るものに限る。）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級 さく井、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造、銅合金鑄物鑄造及び軽合金鑄物鑄造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服製造に係るものに限る。）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

注 随時3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

2 技能検定試験の日時及び場所

区分	日時	場所
実技試験	別に通知する。	別に通知する。

- 3 受検手続 受検申請書を岩手県職業能力開発協会に提出してください。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目2番8号 岩手県金属工業会館内）にお問い合わせください。